

**「令和２年度 強制徴収債権回収のための交渉力研修（仮称）」及び
「令和２年度 非強制徴収債権回収のための交渉力研修（仮称）」仕様書**

1 本研修の実施目的

本研修は、下記の課題を克服するため、債権回収業務に従事する職員を対象に、債務者との折衝能力の向上を図ることを目的として実施するものである。

＜本市の債権回収業務に関する現状と課題＞

本市の債権回収の取組は、文書による催告が中心となることが多く、より高い効果が期待できる電話や面接等による催告の取組が十分に浸透していない。その結果、債務者との交渉に関する経験やノウハウを十分に蓄積することができず、また、職員の中には、債務者との交渉に苦手意識を持つ者も少なくない状況にある。

2 研修内容

研 修 科 目	「令和２年度 強制徴収債権回収のための交渉力研修（仮称）」及び「令和２年度 非強制徴収債権回収のための交渉力研修（仮称）」
研 修 目 的	- 電話や面接により催告を行う際の債務者との交渉の重要性や注意事項を学び、より積極的に取り組むよう意識の向上を図る。 - 債務者との納付交渉に係る基本的な技術や、戦略的な交渉の方法を、事例を通して身に付ける。
受 講 対 象 者	本市の債権回収業務（強制徴収債権又は非強制徴収債権）に従事する職員
受講予定人数	各回２０人（計４０人）程度（予定）
研修実施時期	令和２年１２月から令和３年１月までの間で１日 （日程は講師と調整のうえ決定）
研 修 時 間	午前９時３０分～正午、午後１時３０分～午後４時３０分 ※ 午前と午後で受講者が入れ替わる（午前は強制徴収債権、午後は非強制徴収債権の徴収担当者を受講対象とする。）。
研修実施場所	京都御池創生館（京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町 579 番地）を予定（ただし、実施日により別会場となる場合もある）
研修方法及び内容	講義及びロールプレイング又はグループワークを想定 （債務者折衝の重要性や注意事項、事例紹介、事例検討等） ※ 午前（９時３０分～正午）は強制徴収債権、午後（１時３０分～４時３０分）は非強制徴収債権の担当者向けに、それぞれ完結した内容とする。
上 限 金 額	１５０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む） ※ 予定価格には、交通費・宿泊費等の諸経費を含むものとする。 ※ 提案金額は、上限金額以下とすること。

※ 「強制徴収債権」は、国税の滞納処分の例により自力で差押えを行うことができる債権（市税、国民健康保険料等）、「非強制徴収債権」は、強制執行を行うには裁判所の手続が必要な債権（市営住宅使用料、水道料金等）をいう。

3 その他取扱事項

- （１）受託者は、研修受講者に配布する資料を作成し、**実施予定日の２週間前までに**電子データにより行財政局資産活用推進室へ提出すること。
- （２）研修の実施予定時期及び研修内容の**詳細等については、契約後、本市との協議のうえ決定**すること。